



一 当該申込みに係る指定糖の全部又は一部について閑税率法第十九条第一項の規定による関税の徴収が行わぬことが明らかとなつたときは、その関税の徴収が行わぬこととされる。

二 当該申込みに係る指定糖について当該申込みに係る契約が解除される旨の条件

三 当該申込みに係る指定糖の全部又は一部について当該申込みに係る契約が解除される旨の条件

四 当該申込みに係る粗糖又は高糖度原料糖の全部又は一部について次に掲げる製品の製造に使用されたときは、その使用された粗糖又は高糖度原料糖について当該申込みに係る契約が解除される旨の条件

イ 粗糖及び高糖度原料糖以外の指定糖（本邦から輸出されるものに限る。）

ロ 当該粗糖又は高糖度原料糖を主要な原料として製造される食品であつて農林水産省令で定めるもの（本邦から輸出されるものに限る。）

ハ 当該粗糖又は高糖度原料糖を主要な原料として製造される食品以外の製品であつて農林水産省令で定めるもの

（輸入に係る指定糖の機構への売渡しを要しない場合）

**第五条** 法第五条第一項ただし書の政令で定める場合は、輸入申告（閑税率法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告をいう。第二十四条の四において同じ。）に係る指定糖が次に掲げるものである場合とする。

一 閑税率が課されたものとした場合に閑税率法第十四条の規定によりその関税が免除されるべき粗糖又は高糖度原料糖

二 閑税率法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十九条の二第一項の規定によりその関税が免除される砂糖（関税が課されたものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖及び高糖度原料糖を含む。次号において同じ。）又は混合糖（法第七条第二号の混合糖をいう。以下同じ。）

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第六条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。第二十四条の四第六号において同じ。）の規定によりその関税が免除される砂糖又は混合糖（輸入に係る指定糖の売渡しの申込みに対する機構の承諾）

**第六条** 機構は、法第五条第二項の規定による売渡申込書の提出を受けたときは、遅滞なく（法第八条第三項の規定により担保を提供せざることが必要であると認めてその旨を当該売渡申込書を提出した者に通知した場合には、当該通知に係る担保の提供があつた後遅滞なく）、当該申込みに対し承諾しなければならない。

**第七条** 法第六条第一項の政令で定める期間は、毎年、一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間とする。

（粗糖の平均輸入価格の算定）

**第八条** 法第六条第一項の粗糖の平均輸入価格は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる平均額を加えて得た額を基準として定めるものとする。

一 その適用期間の初日前十日から遡つて九十日間の各日におけるニューヨークの粗糖に係る商品取引所の公表に係る粗糖の最近月の先物価格の平均額に当該先物価格に係る粗糖と本邦に輸入される標準的な粗糖との糖度及び包装条件の差異による価格差を加減して得た額

二 粗糖についての本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額に本邦の輸入港における粗糖の船卸しに要する標準的な費用の額その他の輸入に要する標準的な費用の額を加えて得た額の平均額

**第九条** 法第八条第三項の規定により提供させることができる担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 機構が指定する社債（特別の法律により法人が発行する債券を含む。）

四 機構が確実と認める保証人の保証

（国内産糖の推定供給数量及び輸入に係る砂糖等の推定供給数量）

**第十条** 法第九条第二項第一号の国内産糖の推定供給数量は、当該年度の前年度における国内産糖の供給数量（国内産糖交付金の交付の対象となる国内産糖の数量に限るものとし、甘しや糖については、粗糖の通常の精製歩留りを乗じて得た数量とする。）を基準とし、当該年度におけるその見込数量を参考して定めるものとする。

2 法第九条第二項第二号の輸入に係る砂糖（輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。）及び国内産糖の推定供給数量は、当該年度の前年度における輸入に係る指定糖の数量（混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の数量。以下この項において同じ。）（閑税率法第十三条第一項、第十四条又は第十九条第一項の規定によりその関税が軽減され、若しくは免除され、又はその関税の払戻しがされる指定糖の数量、試験開発証明書を付して輸入され、かつ、製品の試験又は開発に使用される指定糖の数量、第四条第四号イからハまでに掲げる製品の製造に使用される粗糖又は高糖度原料糖である指定糖の数量及び第五条各号に掲げる砂糖又は混合糖である指定糖の数量を除くものとし、粗糖及び高糖度原料糖にあつては、これらの通常の精製歩留りを乗じて得た数量とする。）と当該年度の前年度における前項に規定する国内産糖の供給数量との合計数量を基準とし、当該年度における当該合計数量の見込数量を参考して定めるものとする。

**第十二条** 法第九条第三項第一号の政令で定める糖は、異性化糖と砂糖その他の異性化糖以外の糖とを混合した糖のうち、香味料を加えたもの及び着色したもの以外のものとする。

**第十三条** 法第九条第三項第一号の規定による異性化糖（輸入に係る混合異性化糖（同号の混合異性化糖をいう。以下同じ。）に含まれる異性化糖を含む。）の推定供給数量の換算は、当該推定供給数量を農林水産省令で定める異性化糖の規格ごとに区分し、当該区分した数量に、異性化糖に含まれる糖に占める果糖の割合の標準異性化糖（同号の標準異性化糖をいう。以下同じ。）に占める果糖の割合に対する比率としてそれぞれの規格ごとに農林水産省令で定める係数を乗じて得た数量を合計してするものとする。

（加糖調製品軽減額に係る換算）

**第十四条** 法第九条第四項の規定による額の換算は、当該額に粗糖の通常の精製歩留りを乗じてするものとする。

（異性化糖軽減額又は加糖調製品軽減額を改定することができる場合）

一 法第九条第五項において準用する法第六条第三項の政令で定める場合は、異性化糖軽減額（法第九条第一号ハの異性化糖軽減額をいう。第一号及び第一号において同じ。）にあ



いて同条第四項の規定による関税の徵収が行われないことが明らかとなつたときは、その関税の徵収が行われないことが明らかとなつた輸入加糖調製品について当該申込みに係る契約が解除される旨の条件を付してしなければならない。

(輸入加糖調製品への売渡しを要しない場合)

**第二十四条の四** 法第十八条の二第一項第一号の政令で定める場合は、輸入申告に係る輸入加糖調製品が次に掲げるものである場合とする。

一 関税定率法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十九条の二第一項の規定によりその関税が免除される輸入加糖調製品

二 関税定率法別表第一又は付表第二の関税の率の適用を受ける輸入加糖調製品

三 関税暫定措置法第八条の二第三項の規定によりその関税の率が無税とされる輸入加糖調製品

四 関税暫定措置法第八条の六第一項の割当てを受けて輸入される輸入加糖調製品

五 関税暫定措置法別表第二の関税の率の適用を受ける輸入加糖調製品

六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第六条の規定によりその関税が免除される輸入加糖調製品

七 環太平洋パートナーシップ協定第二章附属書二—Dの日本国の関税率表についての一般的な注釈4(イ)若しくは(d d d)又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第二章附属書二—Dの日本国の関税率表についての一般的な注釈4(リ)若しくは(d d d)

(輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの価格の換算) 第二十四条の五 第二十四条の二の規定は、法第十八条の二第一項第二号の規定による輸入に係る粗糖についての法第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格の換算について準用する。

(加糖調製品糖標準価格を改定する場合)

**第二十四条の六** 法第十八条の二第五項において準用する法第六条第三項の政令で定める場合は、砂糖調整基準価格の改定により輸入に係る粗糖についての法第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格が変動する場合とする。

(輸入加糖調製品の売渡しの申込みに対する機構の承諾)

**第二十四条の七** 第十六条の規定は、法第十八条の二第六項の規定による売渡し申込書の提出があつた場合について準用する。この場合において、第六条中「法第八条第三項」とあるのは、「法第十一条の五第一項において準用する法第八条第三項」と読み替えるものとする。  
(砂糖年度を区分した期間)

**第二十四条の八** 法第十八条の三第一項の砂糖年度を区分した期間は、十月一日から十二月三十一日まで、一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで及び七月一日から九月三十日までとする。

**第二十四条の九** 加糖調製品糖平均輸入価格(法第十八条の三第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格をいう。)は、次の各号に掲げる額の合計額を基準として定めるものとする。

一 その適用期間の初日前十日から遡つて九十日間の各日におけるロンドンの精製糖に係る商品取引所の公表に係る精製糖の最近月の先物価格の平均額に、輸入加糖調製品の調製に要する標準的な費用の額を加えて得た額

二 輸入加糖調製品についての本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額に本邦の輸入港における輸入加糖調製品の船卸しに要する標準的な費用の額その他の輸入に要する標準的な費用の額を加えて得た額の平均額に、輸入加糖調製品の関税の額に相当する金額及び販売に要する標準的な費用の額を加えて得た額

(輸入加糖調製品の売渡しを受けるに当たつて提供させる担保の種類等)

**第二十四条の十** 第九条の規定は、法第十八条の五第二項において準用する法第八条第三項の規定による担保の提供について準用する。

#### 第四節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

(甘味資源作物交付金の交付)

**第二十五条** 法第十九条第一項の規定による甘味資源作物交付金の交付は、対象甘味資源作物生産者の申請に基づいてするものとする。

2 前項に定めるもののほか、甘味資源作物交付金の交付の申請の手続その他甘味資源作物交付金の交付に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

**第二十六条** 法第二十条第三項の政令で定める期日は、十二月三十一日とする。

(国内産糖交付金の交付)

**第二十七条** 法第二十二条第二項第三号の規定により算出される額は、輸入に係る粗糖につき法第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格(以下この条及び第三十条において「粗糖の機構売戻価格」という。)を国内産糖の価格に換算した額を基準とし、砂糖の市価を参照して算出するものとする。

2 前項の規定による換算は、次に掲げる額からそれぞれ当該国内産糖の販売に要する標準的な費用の額を控除してするものとする。

1 当該国内産糖がてん菜糖である場合にあつては、粗糖の機構売戻価格に閑税の額に相当する金額を加えて得た額を粗糖の通常の精製歩留りで除して得た額に、粗糖を原料とする精製糖の製造及び販売に要する標準的な費用の額を加えて得た額

2 当該国内産糖が甘しや糖である場合にあつては、粗糖の機構売戻価格に閑税の額に相当する金額を加えて得た額

3 第一項の規定による砂糖の市価の参照は、同項の換算した額に、当該換算した額と砂糖の市価を国内産糖の価格に換算した額との差額に国内産糖の製造事業の健全な発展に資することを旨として農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額を加減する方法によるものとする。

4 前項の規定による砂糖の市価の換算は、次に掲げる額からそれ当該国内産糖の販売に要する標準的な費用の額を控除してするものとする。

1 当該国内産糖がてん菜糖である場合にあつては、精製糖の市価から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

2 当該国内産糖が甘しや糖である場合にあつては、粗糖の市価から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

(国内産糖交付金の単価の告示の期限)

**第二十九条** 法第二十二条第三項の政令で定める期日は、当該砂糖年度の前年度に属する九月三十日とする。

**第五節 雜則**

(粗糖の機構売戻価格の精製糖の価格への換算)

**第三十条** 法第二十三条第一項の規定による換算は、粗糖の機構売戻価格に閑税の額に相当する金額を加えて得た額を粗糖の通常の精製歩留りで除して得た額に、粗糖を原料とする精製糖の製造及び販売に要する標準的な費用の額及び消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得るものとする。

(指定糖の数量の粗糖の数量への換算)

**第三十一条** 法第二十二条第一項の規定による指定糖の売渡し申込数量(混合糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量。以下この条において同じ。)又は指定糖の売戻しの数量(混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量。以下この条に

精製糖	○・九八五	○・九八五
水砂糖	○・七〇〇	○・七〇〇
角砂糖	○・九五五	○・九五五
特殊糖		

(指定糖の売戻しの価格に加える額)

**第三十二条** 法第二十一条第一項の規定により法第九条第一項各号の規定により定められる機構の売戻しの価格に加える額は、過去一定年間ににおける砂糖の供給数量(輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖の供給数量を含む。以下この条において同じ。)と砂糖の市価との関係を基礎とし当該年度における砂糖の供給数量の増加により砂糖の市価の年度平均額が低落する見込まれる額として農林水産大臣が定める割合(当該年度における法第九条第二項第一号の国内産糖の推定供給数量及び粗糖の通常の精製歩留りを乗じて定めるものとする。

(異性化糖等の数量の標準異性化糖の数量への換算)

**第三十三条** 第十三条の規定は、法第二十一条第一項の規定による異性化糖等の売渡申込数量(混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)又は異性化糖等の売戻しの数量(混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)の換算について準用する。

(国内産異性化糖の売戻しの価格に加える額として定められる額)

**第三十四条** 法第二十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める額は、過去一定年間ににおける異性化糖の供給数量(輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の供給数量を含む。以下この条において同じ。)と砂糖の市価との関係を基礎とし当該年度における異性化糖の供給数量の増加により砂糖の市価の年度平均額が低落すると見込まれる額として農林水産大臣が定める割合及び当該年度における法第九条第二項第一号の国内産糖の推定供給数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて定めるものとする。

(輸入加糖調製品の売戻しの価格に加える額として定められる額)

**第三十五条** 法第二十一条第一項第二号の農林水産大臣が定める額は、過去一定年間ににおける加糖調製品糖の輸入数量と砂糖の市価との関係を基礎とし当該年度における加糖調製品糖の輸入数量の増加により砂糖の市価の年度平均額が低落すると見込まれる額として農林水産大臣が定める額に第十九条第三項の割合を基準として農林水産大臣が定める割合及び当該年度における法第九条第二項第一号の国内産糖の推定供給数量を乗じて定めるものとする。

### 第三章 でん粉の価格調整に関する措置

#### 第一節 輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置

(でん粉調整基準価格の算出)

**第三十六条** 法第二十一条第一項第二号の農林水産大臣が定めるところにより定める額は、次の各号に掲げる国内産いもでん粉の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

一 ぱれいしょを原料として製造される国内産いもでん粉(以下「ぱれいしょでん粉」という。)

二 かんしょを原料として製造される国内産いもでん粉(以下「かんしょでん粉」という。)

ただし、でん粉の国際価格がその通常の変動の下限として農林水産大臣が定める額(以下この号及び次号において「下限額」という。)を下回つて低落したときは、当該加えて得た額から、下限額と当該国際価格との差額を考慮して農林水産大臣が定める額を控除して得た額とする。

かんしょが特に効率的に生産されている場合の生産費の額にぱれいしょでん粉の用に供するかんしょが特に効率的に生産されている場合の生産費の額にかんしょ

でん粉が特に効率的に製造されている場合の製造に要する費用の額を加えて得た額。ただし、でん粉の国際価格が下限額を下回つて低落したときは、当該加えて得た額から、下限額と当該国際価格との差額を考慮して農林水産大臣が定める額を控除して得た額とする。

法第二十六条第二項の規定による換算は、次に掲げる額を合計して得た額から関税の額に相当する金額を控除してするものとする。

イ に掲げる額に口に掲げる率を乗じて得た額

イ 前項第一号の規定により算出される額にぱれいしょでん粉の販売に要する標準的な費用の額を加えて得た額

ロ 第四十四条第一項の規定により定められる国内産いもでん粉の推定供給数量のうちぱれいしょでん粉の数量の占める割合として農林水産大臣の定める率

二 イ に掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ 前項第二号の規定により算出される額にかんしょでん粉の販売に要する標準的な費用の額を加えて得た額

ロ 第四十四条第一項の規定により定められる国内産いもでん粉の推定供給数量のうちかんしょでん粉の数量の占める割合として農林水産大臣の定める率

(機構への売渡しを要するでん粉)

**第三十七条** 法第二十七条规定による指定でん粉等(同項の指定でん粉等をいう。以下同じ。)の機構に対する売渡しの申込みは、次に掲げる条件を付してしなければならない。

一 当該申込みに係る指定でん粉等の全部又は一部について第一条の二又は前条に規定する用途以外の用途に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡されたときは、その用途に供され、又はその用途に供するため譲渡された指定でん粉等について当該申込みに係る契約が解除される旨の条件

二 当該申込みに係る指定でん粉等の全部又は一部について次に掲げる製品の製造に使用されたときは、その使用された指定でん粉等について当該申込みに係る契約が解除される旨の条件

イ 当該指定でん粉等を主要な原料として製造される製品であつて農林水産省令で定めるもの(本邦から輸出されるものに限る。)

ロ イに掲げるもののほか、当該指定でん粉等を主要な原料として製造される製品であつて農林水産省令で定めるもの(内産いもでん粉が原料として通常使用されないと認められるものとして農林水産省令で定めるもの)

(輸入に係る指定でん粉等の売渡しの申込みに対する機構の承諾)

**第三十八条** 第六条の規定は、法第二十七条规定による法第五条第二項において準用する法第五条第二項の規定による売渡申込書の提出について準用する。この場合において、第六条中「法第八条第三項」とあるのは、「法第三十条第二項において準用する法第八条第三項」と読み替えるものとする。

**第三十九条** 法第二十八条规定政令で定める期間は、毎年、一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間とする。

(でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格の算定)

**第四十条** 平均輸入価格(法第二十八条规定のでん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格をいう。次条において同じ。)は、次に掲げる額の合計額を基準として定めるものとする。

イ 付録第二の算式によつて算出されるでん粉の輸入価格

口 その適用期間の初日前十日からさかのぼつて九十日間（以下この条、付録第二及び付録第三において「算定期間」という。）におけるでん粉（第三十六条に規定するものに限る。以下この号において同じ。）の輸入数量を、当該算定期間ににおけるでん粉の輸入数量とでん粉原料用輸入農産物の数量でん粉の通常の製造歩留りを乗じて得た数量との合計数量（次号において「でん粉等の総輸入数量」という。）で除して得た数

二 イに掲げる価格に口に掲げる数を乗じて得た額

イ 付録第三の算式によつて算出されるでん粉原料用輸入農産物から製造されるでん粉の価格

ロ 算定期間におけるでん粉原料用輸入農産物の数量でん粉の通常の製造歩留りを乗じて得た数

（平均輸入価格のでん粉原料用輸入農産物の価格への換算）

第四十一条 法第二十九条第二号の規定による換算は、平均輸入価格からでん粉の製造及び販売に要する標準的な費用の額を控除して得た額にでん粉の通常の製造歩留りを乗じてするものとする。

（指定でん粉等の売渡しを受けるに当たつて提供させる担保の種類等）

第四十二条 第九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第八条第三項の規定による担保の提供について準用する。

（でん粉調整基準価格のでん粉原料用輸入農産物の価格への換算）

第四十三条 法第三十一条第一項第二号の規定による換算は、でん粉調整基準価格からでん粉の製造及び販売に要する標準的な費用の額を控除して得た額にでん粉の通常の製造歩留りを乗じてするものとする。

（国内産いもでん粉の推定供給数量及び輸入に係るでん粉等の推定総供給数量）

第四十四条 法第三十一条第二項第一号の国内産いもでん粉の推定供給数量は、当該年度の前年度における国内産いもでん粉の供給数量（国内産いもでん粉交付金の交付の対象となる国内産いもでん粉の数量に限る。）を基準とし、当該年度におけるその見込数量を参考して定めるものとする。

2 法第三十一条第二項第二号の輸入に係るでん粉、でん粉原料用輸入農産物から製造されるでん粉及び国内産いもでん粉の推定総供給数量は、当該年度の前年度における輸入に係る指定でん粉等の数量（でん粉原料用輸入農産物については、でん粉の通常の製造歩留りを乗じて得た数量。以下この項において同じ。）から第三十七条第二号イ又はロに掲げる製品の製造に使用される指定でん粉等の数量を控除して得た数量と当該年度の前年度における前項に規定する国内産いもでん粉の供給数量との合計数量を基準とし、当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参考して定めるものとする。

## 第二節 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付

（でん粉原料用いも交付金の交付）

第四十五条 法第三十三条第一項の規定によるでん粉原料用いも交付金の交付は、対象でん粉原料用いも生産者の申請に基づいてするものとする。

2 前項に定めるもののほか、でん粉原料用いも交付金の交付の申請の手続その他でん粉原料用いも交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（でん粉原料用いも交付金の単価の告示の期限）

第四十六条 法第三十四条第三項の政令で定める期日は、十二月三十一日とする。

（国内産いもでん粉交付金の交付）

第四十七条 法第三十五条の規定による国内産いもでん粉交付金の交付は、対象国内産いもでん粉製造事業者の申請に基づいてするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国内産いもでん粉交付金の交付の申請の手続その他国内産いもでん粉交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（国内産いもでん粉交付金の単価の算定）

第四十八条 法第三十六条第二項第三号の規定により算出される額は、でん粉の機構壳戻価格に関税の額に相当する金額を加えて得た額から、ばれいしよでん粉にあつてはばれいしよでん粉の販

売に要する標準的な費用の額を、かんしよでん粉にあつてはかんしよでん粉の販売に要する標準的な費用の額を、それぞれ控除して算出するものとする。

（国内産いもでん粉交付金の単価の告示の期限）

第四十九条 法第三十六条第三項の政令で定める期日は、当該でん粉年度の前年度に属する九月三十日とする。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（特定期間における壳戻しの価格の特例が適用される砂糖）

第二条 法附則第二条第一項の政令で定める種類の砂糖は、粗糖とする。

（食糧管理特別会計の砂糖類勘定の資産及び負債の処理）

第三条 法附則第十六条第三項の規定により食糧管理特別会計の農産物等安定勘定に帰属する資産及び負債の範囲、帰属の時期その他帰属に関する必要な事項は、農林水産大臣が大蔵大臣に協議して定める。

附 則 （昭和四〇年一二月二七日政令第三八三号） 抄

この政令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附 則 （昭和四一年三月三一日政令第八三号） 抄

改正後の砂糖の価格安定等に関する法律施行令第十条第二号の規定は、昭和四十一年一月一日以後において定められる平均輸入価格（砂糖の価格安定等に関する法律第七条の粗糖の平均輸入価格をいう。以下同じ。）について適用する。

附 則 （昭和四一年三月三一日政令第八三号） 抄

この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四一年五月三一日政令第一一二号） 抄

この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則 （昭和四四年三月三二日政令第四四号） 抄

この政令は、昭和四四年三月三二日政令第四四号抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四七年二月二六日政令第二二号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四七年四月一日政令第六五号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四七年五月二日政令第一五九号） 抄

この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則 （昭和四九年三月三〇日政令第八二号） 抄

この政令は、昭和四九年四月一日から施行する。

附 則 （昭和五〇年四月七日政令第一〇八号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五三年七月五日政令第二八二号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五六六年七月一八日政令第二六一号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。



